

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷八十第

行發日一月二年三十正大

## 論叢

地租の轉嫁……………法學博士 神戶 正雄  
 政治現象の本質……………法學士 恒藤 恭  
 海運の獨占より生ずる弊害……………法學士 小島 昌太郎  
 世界經濟の意義……………法學士 作田 莊一  
 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

## 時論

爲替の大變調と對策……………法學博士 神戶 正雄

## 說苑

名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三  
 一子相續制度に就いて……………經濟學士 八木 芳之助

## 雜錄

マルクス說に於ける資本の起源……………法學博士 河上 肇  
 東西金利市場の相違に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

## 一子相續制度に就て (二)

八木芳之助

### 第一 緒言

#### 第二 一子相續制度の本質

(一) 一子相續法の客體

(a) 間接一子相續法の客體

(b) 直接一子相續法の客體

(二) 一子相續法に服する農地所有者の法律的地位

(三) 相續順位

(四) 一子相續人の先取得分

(五) 一子相續人の共同相續人に對する關係 (以上本號以下次號掲載)

(六) 農地の評價

(七) 遺言處分一子相續法の從屬性

#### 第三 一子相續制に對する批難

(一) 形式的批難

(二) 實質的批難

#### 第四 結 論

## 第一 緒言

現今にては何れの國に於ても法律經濟共に自由を原則とし、法律上に於ては自由契約の原則が一般に認められ、經濟上に於ては自謂自由競争なるものが總ての經濟活動の本則を爲す。從て土地の處分は何れの國に於ても所有者の自由意志に委かすを以て原則とする。此の結果土地自由處分の弊害として一方に於ては土地兼併の傾向を見ると共に、他方に於ては極端なる土地細分の傾向を見る。然して土地の兼併分裂の起るのは、自由意志的賣買(交換を含む)非自由意思的經濟行

爲(過度負債或は困窮のための強制賣却)及び相續の場合である。從て土地の自由處分にしては極端なる弊害を示す場合には、國家は此等の道により土地が處分さるゝ場合に對して多少の強制手段を以て斯る弊害を防遏するの責務を有するとし、適當の方策を用ゆべきものなることが論せられてゐる。

余は茲に農地の分割を制限する方法として相續に關する制限に付て論じたいと思ふ。

一般に分割相續制の行はるゝ諸國に於ては多少の反動的傾向(移住、結婚、購入によつて所有地を擴張せんとする努力)の存するに拘らず、所有單位の縮小を齎すものであつて、此の分割相續制の行はるゝ地方は小農地の優勢なる地方にして、常に繰返さるゝ分割により農場は過小農場となり、一家の生計を支へ得ざるに至るものである。此の相續による農地單位の分割は一定の經濟的前提を缺く場合に於ては、農民の無産者化を促し引いて國民經濟上有害となる。されば此等の國々に於ては一家の農地の相續分割を防ぎ、其の纏れる存續を得せしめんがために、特に法律を設けて分割を制限するの必要を見る。即ち獨逸諸國の如き分割相續制を施ける國に於ては彼の一子相續制を見るは之が爲めである。以下少しく一子相續制の本質を明かにし之が農地に及ぼす經濟的效果に就て論及するであらう。

## 第二 一子相續制度の本質

一子相續制とは被相續人の死亡又は隱退に際し其の所有地を子女中の只一人に相續せしめ、他

の共同相續人に對しては金錢其他の給付に依て賠償を爲す制度を謂ふ。

此の一子相續制には二様の種別の認むべきものがある。一は相續を法定相續と爲し被相續人か生存中又は死亡の際に何等の遺言なくして死亡せる場合に、法の規定に依り當然効力を發生するものにして之を直接法定一子相續制 (direktes Intestatenbenedict) を謂ふ。他は當事者が一定形式に依り豫め登記手續を爲すに於て、甫めて其の効力を發生するものにして之を間接一子相續制 (indirektes oder fakultatives Anebenrecht, System der Hofrolle) を謂ふ。

### 一 一子相續制の客體

一子相續法の客體に關しては間接一子相續制と直接一子相續制とを別々に研究するを以て便宜とする。先づ間接一子相續制より見てゆく。

#### (a) 間接一子相續制の客體

間接一子相續制は一般の農地に適用せられ、其の客體に就ては一般に制限を設けざるを普通とす。准例外的には小農地に對しては之が適用を除外することがある。

一八七四年のハンノーファ農場法に依れば住宅を備へたる農場にして、今迄一子相續慣習の適用せられたる農場に於てのみ適用せらるゝこととした。<sup>1)</sup> 然るに一八八〇年の補則を以て此の制限が廢せられ有ゆる住宅を備へたる農場に適用せらるゝに至つた。但し例外として騎士領地 (Rittersitz) は之を除外した。蓋し當時騎士領地に於ては特殊相續制 (Lehn=Samt=Familieninstitut) の採用せられたるが爲である。然るにハンノーファ州に於ては特殊相續制に服せざる騎士領地の存在

1) Hannov. Ges. v. 1874, §. 1. 5. 6. 7. 21. 24.

するとの理由に基き、一八八三年の州會議に於て騎士領地の臺帳登記が要求せられ遂に一八八四年二月に至つて承認せらるゝこととなり、爾後同州の農場臺帳制は住宅を備へたる有ゆる農地に適用せらるゝに至つた。

ラウエンブルグに於ては一八八〇年の法案に依りハンノーファー農場法に無條件に従ふに至つた。<sup>1)</sup>

プレーメンの法律に於ては農場臺帳客體に一定の最小限度を設けた。即ち住宅を含む農地にして最小限五ヘクタール以上の面積を有する農地に登記能力を認めた。是れ農地の収益よりして一家の生計を支持し得るに充分なるもののみ、一子相續制を適用せんとの考慮より出づ。其の後此の最小限度の低下が要求せられ、都市附近に於ては八千ターラ以上の収益價格を有する三ヘクタール以上の農地にも適用せらるゝに至つた。<sup>2)</sup>

オルデンブルグ及びリューベックに發布せられたる法律に依れば一子相續法に服する農地の最小限度の規定は除外された。是れオルデンブルグに於ては農地所有者は往々にして同時に火酒、麥酒釀造、製粉業等に従事し、尙定住せる小賣商人、日傭人等が副業的に農業に従事し、農民と同様に其の一家に農地を維持することを熱望すとの考慮より出づるものである。<sup>3)</sup>

ウエストファレン及びブランデンブルグの農地法に依れば地租臺帳純收益年額七十五馬克以上の農地及び林地にも適用せらるゝに至つた。是れ林地は其の經營上不割的に維持するは農地以上に有益なりとの見地より出づ。<sup>4)</sup>

1) Lauenb. Ges. § 22.  
2) Bremen. Ges. v. 1874. § 5.  
3) Oldenb. Ges. v. 1873. art. 5 § 2.  
4) Westph. Landgüterordnung v. 1882. § 5.  
Brandenb. L. G. O. v. 1883. § 5.

此の登記に就て最小限度を設くべきや否やに就ては多少の論争の存する所なるが、此の最小限度の確定は機械的のものなるが故に、或る地方に於ては一家を支持するに充分なるも他地方に於ては不充分なることありて、之を適切に決定するは至難である。假令立法者にして諸種の事情を斟酌して適切に最小限度を決定し得たりとするも、尙茲に解決すべき問題は一家の生計に足らざる小農地に對し一子相續法の適用を除外するの必要ありや否やの點に存してゐる。問題の肯定に對し普通主張せらるゝ所は、かゝる小所有地は本來農地の性質を有せない。蓋しかゝる土地に於ては永年を考慮せる經營又は經營家屋の建設は問題たり得ない。かゝる小農地の重要は寧ろ勞働者に住宅と必要なる生活資料を自から生産するの機會とを與ふるものであつて、農地の性質よりも寧ろ都市の土地の性質を有するが故に、専ら農地林地にのみ適用せらるゝ一子相續制を適用すべきに非ずといふに在る。之に反しかゝる小農地にも一子相續制を適用すべしとする人々は、土地が小なれば小なるほど分割に堪え得ざる所にして、日傭人、手工業者にとりて若し其の土地にして其の家族(妻及び子供)に充分の仕事を與ふる程度に擴張せらるゝならば、そは望まじき所なるが故に、立法はかゝる小農地の分割を援助すべきでない<sup>1)</sup>と論ずる。

惟ふに一子相續法の適用に際し諸種の事情に適合せる種々の最小限を規定するは立法上不可能である。従つてかゝる限界を放棄すべきは明白である。蓋し一般に小農地所有者は當該地方の農地に適用せらるゝ相續法に従ふを常とす。若し此の相續法にして自然分割を規定し、又は土地の取引價格にて諸子均分を規定する場合に於ては、小農地は必然此の相續法に依つて拘束せらるゝ

1) Miakowski Das Erbrecht und Grundeigentumsverteilung in Deutschen Reiche. B. II. S. 392.

ものなるが故に、かゝる小農地をして普通法の適用を除外せしめんとするの要求は至當と謂ふべきである。

農場臺帳の登記申請及び登記抹消申請に關しては、ハンノーファ、ブレーメン、ラウエンブルグ、シユレスウヒホルスタイン、ウエストフーレン、シユレジエン、ブランデンブルグに於ては遺言處分を爲し得る農場所有者は總て登記を申請するの權能あり。ハンノーファ州に於ては男子は十四歳女子は十二歳にして遺言權を有するが故に從て又登記能力ありと謂ふべきである。<sup>1)</sup>

農場臺帳の登記事務を管理する官廳はハンノーファ、ラウエンブルグ、シユレスウイヒ・ホルスタインに於ては農地の住宅所在地の區裁判所にして、ブランデンブルグ、ウエストフアーレン、シユレジエンに於ては農地所在地の區裁判所である。農地にして種々の區裁判所の管轄内にある場合に於て、何れの區裁判所に於て登記すべきやは上級裁判所の決定に依る。<sup>2)</sup>

農場臺帳への登記に依り農場の後代の所有者にも一子相續法が適用せらる。登記に際し如何なる土地を農場に屬せしむるかを明白にせざるべからず。若し明白なる意思表示を缺く 合に於ては全農場が登記せられたるものと看做さるゝを常とする。登記後發生せる欠缺に依り農場の性質を直ちに失ふものでない。例へばハンノーファの法律に依れば一子相續法に服する農場は必ず住宅を備ふることを要件とするが、登記後此の住宅の要件を缺くに至るも尙二ケ年間は其の効力を存續する。<sup>3)</sup>

一子相續法は遺言に因つて各個の相續に際し當該農場を臺帳より抹消するを要せずして排除せ

- 1) Schlesw. Holst. Ges.=Entw. v. 1880 § 6. Westph. L. G. O. v. 1882 § 5. Brandenb. L. G. O. v. 1883. § 5. Hannov. Ges. v. 1874. § 7. 23. Bremen. Ges. v. 1874 § 7. Lauenb. Ges. v. 1881. § 22. Schles. L. G. O. v. 1884. § 5.
- 2) Hannov. Ges. § 5. Brandenb. L. G. O. § 2. Lauenb. Ges. § 5. Westph. L. G. O. § 2. Schl. Holst. Ges.=Entw. § 5. Schles. L. G. O. § 2.
- 3) Hannov. Ges. v. 1874. § 7.

らる。遺言以外に於て農場が登記せられ居るに拘らず一子相續法の適用が除外せらるゝ場合がある。即ちハンノーファ、ラウエンブルグ、ブレーメン、シュレスウイヒ・ホルスタイン、及びウエストフアールの法律に依れば(1)被相續人の死亡に際し農場の所有者なき場合(2)農場が被相續人の死亡に際し登記後土地に發生せる事情の結果最早や登記能力なきに至れる場合等である。<sup>1)</sup>

間接一子相續制の直接一子相續制と異なる點は、後者に在ては遺言處分の缺如せる場合に必然適用せらるゝに反し、前者に在つては土地を臺帳に登記し此の行爲を俟つて初めて一子相續制が適用せられ、從て土地を臺帳に登記し特定相續に服せしむるや否やは全く土地所有者の任意である。

農場臺帳制の本質的意義なるや、立法者が一子相續法の適用地を決定するの困難を除去せんとするにあつて、此の困難は一子相續制が現在の所有地の一部分、即ち以前一子相續慣習の適用せられたる農地若しくは單に農地に適用せらるゝ場合に於てのみ存してゐる。然るに今や新農場法は全農地及び林地にも適用せらるゝに至れるを以て農場法本來の存在理由を失ふに至つた。<sup>2)</sup>

間接一子相續制に對しては一般に批難の向けらるゝ所にして、若し立法者にして國民全般に有利なりと考ふる法規を施行せんとせば、其の適用如何に就て、之を各個人の意思決定の自由に懸らしむるは至當でない。蓋し農民は農地を維持せんと欲する有ゆる場合に於て、有効なる登記を爲すものではない。ミキユエル氏の謂へる如く農民の農場臺帳を利用せざるは固有の原因、即ち農場を一子相續法に依つて相續せしむるの嫌厭に基くものでなくして、寧ろ農民の不注意、無思慮、

1) Hannov. ges. v. 1874. §21. Westph. L. g. o. 23. Lauenb. ges. §20. Brandenb. L. g. o. 18. Brem. ges. §24. Schles. L. g. o. 18. Schlesw. Holst. ges. Ent. 19.

2) Miakowski. Das Erbrecht. und Grund eigentumeserteilung B. II. S. 358.



其他偶然の事情に基くものである。<sup>1)</sup>更に農地臺帳への登記は所有者の怠惰、無思慮に依つて行はれざるのみでなく、更に近親者の反對に依り又家族の軋轢を避くるため登記せざることもあり、從て隨意一子相續制の選定は果して好結果を齎すや否やは甚だ疑問である。假令分割相續制地方に於て此の種の一子相續制の採用が根本的の反對に遭遇せずとも、此の制度の無效力なることは否定するを得ざる所である。少なくとも上述の理由よりして單に有名無實の原則たるに止まるであらう。若し農地の不分割的維持にして實際の要求なる場合に於ては此の目的を達する正當なる手段を選ぶことを躊躇すべきでない。<sup>2)</sup>

#### (b) 直接一子相續制の客體

かゝる微温的なる間接一子相續法の一般に満足せしめられないのは明白である。改革運動者は古代の直接一子相續法の復活を要望し其の目的を達した。即ちウエストフアレン州に於て一八九八年七月二日の法律に依つて採用せられた。

直接一子相續法は其の客體に就て充分なる規定を設くるを常とす。獨立の生計を維持するに足る農地の維持を目的とし其他の小農地(Tageelner und Gewerbetler)は之を除外するを常とす。前掲の法律に依れば住宅を備ふる農地林地にして獨立生計を維持するに足る土地(地租臺帳による純收益年額六十馬克以上の土地)に適用せらる。若しかゝる土地にして獨立生計地たる性質を失ふ場合に於ては、一子相續制の適用性を失ふものとす。

同様の法律はバーデンのシュワルツワルトの封鎖農場(Geschlossenen Hofgüter)に於て一八九

1) Miquél, Verhandlungen der Generalversammlung des Vercins für Socialpolitik isvomom 9. Oct. 1883. S. 35  
2) Büchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik. B. 1. S. 406. 407.

八年に發布せられた。

奧大利に於ては一八八九年四月一日の帝國法律により中農地に對し直接一子相續制が規定せられたる際に適用せらるゝに至らなかつた。

## 二、一子相續制に服する農地所有者の法律的地位

一子相續法に服する農地所有者の自由處分權は、當該地方一般土地所有者の被る制限以外の拘束を受くることはない。土地所有者が其の土地の全部若しくは一部分に對し生存中若しくは死亡の際に於て被る自由處分の拘束は新農場法に依つて廢止せらるゝに至つた。<sup>1)</sup>

從て普通相續法に從ふ土地と一子相續法に從ふ土地との相違は、後者に在ては無遺言 (ab intestato) に際し直接に法律に依り若しくは間接的に土地臺帳への登記の結果に於て普通法の適用を受くることなく、特殊法規に從て相續せらる。然し之は絶對的強制的性質のものにあらずして農地を一般普通法規に服せしめんとする農地所有者の處分に依つて變更し得る所である。

## 三、相續順位

一に相續法に於ける相續順位は次の如くである。即ち土地所有者は土地を相續する權能ある者の内より一子相續人を自由に選擇することを得。若し土地所有者にして相續者を決定せざる場合に於ては、法律規定の相續順位を生ず。此の際には單に被相續人の子孫にのみ限ることあり、若しくは一層法律の効果を有效ならしむるため尊族親、兄弟並に其の子孫に擴張し、又往々にして殘存せる配偶者にも及ぶことがある。通常女系を排除することなきも同一親等内に於ては一般男系

1) Hannov. ges. v. 1874. §17. 19. 20. Brem. ges. l. 18. 21. Lauenb. ges. 1.

に後るるを常とする。又私生兒は一般に相続権能なきか若しあるも嫡子に後るる所である。同一親等内の男系（關係的に女系）に於て長子を選ぶべきや末子を選ぶべきやに關しては甚だしく論争せらるる所にして、此の點に關し現行法は一致し居らず。長子相続人に選ぶるは最も自然的にして一家の狀態に最も適合する所である、然し長子相続開始の場合には往々にして弊害の伴ふ所であつて、両親に對する多額然かも長時間の終身扶養料を負擔し、往々再親と長子間の不和を醸す虞れがある。之に反し末子相続の場合に於ては、上述の弊害は之を避け得られ、共同相続人たる他の兄弟に對する相続分の賠償支拂も簡單圓滑に行はれる。蓋し両親は年長の子供の教育、給養に付き特別の刺戟を被り、従て一子相続人の相続開始の際に多少安全なる生計の下に置かるるを以てである。然し末子相続の不利益として一子相続人の地位は不安定のものにして、新しい子供の出生に依り以前の子供の一子相続人たるの希望は直ちに破壞せられ、家庭の平和を害するに至る。加之末子相続人に於ては両親と末子との年齢の相違は通常甚だしき懸隔あるを以て、長期間に亘る後見的管理 (Interimsverwaltung) を必要とすることがある。<sup>1)</sup>

#### 四、一子相続人の先取得分

一子相続制度の起源に關しては種々の説あるも、一般に信ぜらるる所によれば、古代に於て農場の給付能力を維持し、之に依つて領主の租税徴收力を増進せしめんとの考慮より該注制の發達を促せるものとせらる。<sup>2)</sup> されば一子相続法の本質的要素を形成するものは共同相続人に對する一子相続人の特權である。此特權たるや通常一子相続人を以て農場の單一相続人と認め兄弟の未成年

1) Büchenberger, a. a. O. S. 408

2) Brentano, über Anwartsrecht und Grundeigentum. S. 41.

中の扶養義務及び嫁資調達の義務を負はしめた。一子相續人が他の兄弟に一定額の金錢を支拂ふ義務ある場合に於ても多くは農場以外の遺産を以てし、従て此の金額は相續分よりも寧ろ賠償金 (Abfindung, Auszahlung) の性質を帯びてゐた。例外的に全共同相續人にして農地の價格を受くる場合に於ても、一子相續人は甚だ低廉なる土地評價 (Kindlichen Anschlag) に依るか、又普通の評價の場合には多額の先取得金 (Voraus) を取得した。法律若しくは慣習にして他に規定せざる場合に於ては、一子相續人の共同相續人に對する賠償額は通常領主若しくは行政官廳に依り適度の評價を以て決定せられた。此の確定に際し農場の収益能力、共同相續人數、及び被相續人の負債額等を斟酌して決せられた。然し一子相續人の受くる相續分に比し遙かに僅少のものであつた。

農地の解放、租税制度の改革に伴ひ昔時の如く他の兄弟を犠牲として一子相續人を優遇すべき動因は排除せられ、人民の法律的平等觀念の普及するに伴ひ、古代の一子相續法を全然廢止するか、若しくは兄弟の相續分を高め一子相續人の優遇を減少するに至つた。

然し昔時一般に存せしが如き甚だしき相續分の不平等取扱は今日の法的意識に矛盾するが故に之を避くべしとするも、農地を收益主義にて評價し一子相續人に適度の特權を賦與するは農地を一家に維持する上に於て肝要である。蓋し今日農民階級に於ては一子相續人が農地以外に於て動産を所有すべき何等の保證をも與へられない。一子相續人が農地以外に於て富人との結婚に依り、或は農業以外の獨立企業の相續に依り大なる財産を取得するは例外的場合に過ぎない。此の

事實は普通相續法の辯護者に依て誤て過大視せらる。一子相續人は通常家族債務を引受け、共同相續人に賠償するを要し、此等に對し支拂ふべき何物をも存せざるの點に於て土地を購入せる資本家と異なるものである。更に一子相續人は父の經營を引受け適當なる經營に必要な家畜を購入し、新經營方法を採用し勞賃租稅等を支拂ふため多額の經費を必要とする。相續開始に際し他の兄弟に多額の賠償を支拂ふ義務ある場合に於ては農地の收益能力を維持増進するに必要な經費を支辨するを得ない。<sup>1)</sup>

要之或る程度の適度なる一子相續人の先取得分は假令近代の平等思想に矛盾すとは雖も、共同相續人の眞の利益に矛盾するものではない。蓋し若し農地の高き評價のために一子相續人が困窮に陥り、農地を維持經營するを得ず土地を強制競賣に附せらるゝ場合には、共同相續人はその相續分の一部分を損失するの恐あるを以てである。加之農地が永久的に家族に維持せらるゝ場合に於てのみ、共同相續人は其の窮乏に際し両親の土地に於て避難所を見出し得る所にして、一子相續人の優遇は農地の相續に依て當然發生する自活力なき兄弟を扶養すべき義務に對する報償である。<sup>2)</sup>

以上に依り一子相續人の先取得分の必要なる所以を述べた。然らば此の先取得分たるや如何なる標準の下に之を決定すべきやが問題である。此の點に就ては單に一般的原則を設け得るのみである。即ち普通の農業經營に依つて一子相續人が農地を維持し得るの程度に止むべきである。之に就ては場所を異にし時代を異にするに従ひ多少の變動を生ずるは當然である。従て今迄の農政

1) Miakowski, a. a. O. S. 435, 436.

2) Büchenberger, a. a. O. S. 411.

學者にして此の點に就て多少見解を異にしてゐる。例へばスタインは一子相續人に全農地を與へ其の代りに父同様に其の兄弟を扶養するの義務を課すべしとし、ラチンガー及びブリザーは先取得分を農地價格の二分の一と爲すを以て至當なりとする。<sup>1)</sup>

一子相續人の先取得分の決定に關し一子相續人の特權は低廉なる農地の評價の形式 (geschwärtlicher Werth) に存する場合あり、又は農地の收益價格の一定割合を明確に規定する場合あり。ウエストフアールン、ブランデンブルグ及びシユレツェンの農地法 (Landgüterordnung) は前者により其の他の一子相續法は後者の形式を採る。

ハンノーベの法律に依れば一子相續人は農場價格の三分の一を先取得金として取得す。ブレメンの法律に依れば四分の一を取る。

### 五、一子相續人の共同相續人に對する關係

古代の一子相續法に依れば一子相續人は被相續人の全財産の唯一相續人たりしことあり、又少くとも農地に於ける唯一相續人たりしことあり、從て其の相續人は賠償受取人 (Anderlinge) と看做された。然るに現行一子相續法に従へば一子相續人は農地を適度の評價にて相續し他の共同相續人に對しては一定の共同相續分を支拂ふの義務あるものである。

一子相續人及び共同相續人間の相續分の分割に於てはハンノーファ、ラウエンブルグ、及びブレメンの一子法相續によれば法律規定の評價による農場(附屬物を含む)價格より被相續人の負債を控除し殘餘を相續財産とする。此の相續財産中より一定額は之を一子相續人の先取得金とし殘餘を各共同相續人(一子相續人を含む)間に平等に分割す。<sup>2)</sup>

共同相續人に對する相續分の償却方法に付き一定の規定を設くるものあり。例へば一八九八年

1) L. R. Stein, Bauerngut und Hufenrecht. S. 19. Ratzinger, Erhaltung des Bauernstandes, S. 37. Preser, Erhaltung des Bauernstandes. S. 202.  
 2) Hannov. Ges. v. 1874. §16. Bremen Ges. § 15  
 3) Hannov. Ges. §13. S. Lübeck ges. §1. 2, 7. Lauenb. Ges. §3. 12 Braunsch. Ges. v. 1874. §5, 11, Bremenges. §4. 12 Oldenb. Ges. §1. 2, 8.

五月十七日のウエストフアーレンの一子相續法に依れば、共同相續分の賠償價格の二十五分の一に相當する年賦償却を以てす。然し各賠償額にして百馬克を越えざるときは賠償權利者は全賠償額を要求することを得。一子相續人にして此の年賦償還地代を土地臺帳に登記する限り一子相續地の所有者は七ヶ月前の告知を以て賠償資本額を現金にて支拂ふことを得る。同様に地代權利者も七ヶ月前の告知を以て辨済を要求することを得る。

一子相續人は土地を維持する目的を有する先取得金を獲得せる後、相續地を第三者に高價にて賣却することに依り他の兄弟を犠牲として、法の豫見せざる不當利得を取得することあり。此の弊害を防遏せんが爲め上述のウエストフアーレンの法律に依れば、一子相續人にして一子相續地を所有せる後五ヶ年以内に賣却する場合には、先取得金は之を一子相續人より返還せしめ、各共同相續人に平等に分配せしめる。又一子相續人が同一期間内に於て相續地の一部分を賣却する場合には(其の賣却金にして全相續地價格の二十分の一より大なる場合)賣却地に相當する先取得金を各共同相續人間に分配せらる。但し此の期間内に同一價値の土地を一子相續地に加へたる場合には此の限りではない。此の規定は相續地の全部又は一部分を一子相續權能ある近親者に賣却せる場合には適用せず。<sup>1)</sup>一子相續人が相續開始後五ヶ年間に當該土地を賣却する場合には共同相續人は先買權を有す。<sup>2)</sup>

同法律は一子相續人の共同相續人に對する扶養義務及び相續賠償關係を規定してゐる。一子相續人の兄弟は成年に達する迄、一子相續地に於て自己の能力相應の共同勞動に従事する代償として、身分相應の扶養を要求することを得。此の要求權は權利者の請求に依り賠償額、又は其の利子、若しくは賠償地代の支拂はるゝ場合に於ては消滅する所である。<sup>3)</sup>(未完)

1) Westph. ges. v. 1898 § 32.  
2) Westph. ges. v. 1898 § 33.  
3) Westph. ges. v. 1898, § 35.